

平成 31 年度消費税率改定（8→10%）に伴う Q A

Q1. 消費税率が変わるのは 10 月からですが、10 月前に 10%分の請求があるのはなぜですか？

A1.

特定事業者の方々がお支払いいただく再商品化実施委託料は、年度 1 年間にかかる再商品化（リサイクル）費用に係るものです。

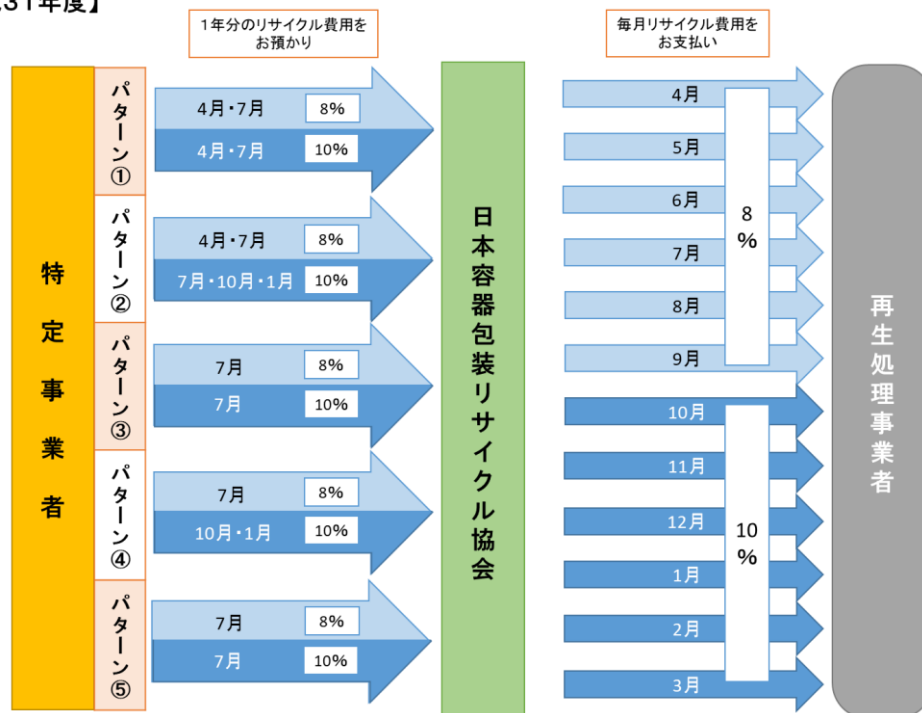
協会と特定事業者の方々との再商品化委託契約は、取引の態様でいうと「物の引渡しを要しない請負」となり、毎月、再商品化事業者が再商品化した時点が実際の各月ごとの役務提供時期となります。

消費税は実際の役務を提供した時点をもって課税されますので、平成 31 年度に関しては、4～9 月にリサイクルされる費用は消費税率 8%、10～3 月にリサイクルされる費用は同 10%となり、再商品化実施の費用と 2 種の消費税（8%と 10%）をお支払いいただくことになります。

年度としてお支払いいただく総額（再商品化実施委託料と消費税）は、支払い時期、方法に関係なく一定ですが、支払いの時期、分割方法によって、消費税 8%あるいは 10%をどのように割り当てるかを決めさせていただきます。

（＊「平成 31 年度における消費税対応について」＜表 3＞をご参照ください）

【平成 31 年度】



Q2. ①平成 31 年 9 月までに前倒しで委託料を全額支払えば、8%が適用されますか？

②平成 31 年 10 月以降に後倒しで委託料を全額支払えば、10%が適用されますか？

A2.

上記 Q1 でご説明のとおり、平成 31 年度の再商品化実施委託料金には、8%が適用されるものと 10%が適用されるものが生じるため、支払日の税率は適用されません。具体的には、今回送付した「平成 31 年度における消費税対応について」＜表 3＞に記載の税率を特定事業者の方々が選択された支払方法の請求に適用させていただきます。

Q3. 毎年7月に請求される、抛出委託料の消費税率は何パーセントですか？

A3.

平成31年7月に請求させていただく、平成30年度の抛出委託料金の消費税率は8%です。この抛出委託料は、平成31年9月に市町村に対して支払うことで役務提供の完了となるため、平成31年9月時点の消費税率が適用になります。

Q4. 支払方法によって、協会に支払う金額に差は出ますか？

A4.

差は生じません。

支払方法パターン①(2分割)、パターン②(4分割)、パターン③・⑤(一括)、パターン④(3分割)いずれを選択しても、7月の請求時に、8%消費税等込み委託料から精算金を相殺(充当)します。

(※「平成31年度における消費税対応について」をご参照ください)

例) 税抜き委託料金 1,000,000円、精算金200,000円の場合

パターン③(一括) 7月100%の請求

7月 500,000円×8%税=540,000円 精算金200,000円をマイナス 請求340,000円
500,000円×10%税=550,000円

合計請求金額 890,000円(うち8%消費税25,185円、10%消費税50,000円)

パターン④(3分割) 7月50% 500,000円、10月25% 250,000円、1月25% 250,000円の請求

7月 500,000円×8%税=540,000円 精算金200,000円をマイナス 請求340,000円

10月 250,000円×10%税=275,000円

1月 250,000円×10%税=275,000円

合計請求金額 890,000円(うち8%消費税25,185円、10%消費税50,000円)

③④いずれの支払方法を選択しても、支払金額・消費税額は同額です。

同様に、税抜き委託料金3千万円以上の場合でのパターン①②いずれを選択した場合も、支払金額・消費税額は同額です。

Q5. 協会への委託料金は軽減税率制度の対象になりますか？

A5.

当協会へ支払う再商品化委託料金は、軽減税率の対象品目ではありません。

(軽減税率の対象は、飲食料品(食品表示法に規定する食品(酒類を除く))と新聞(週2回以上発行かつ定期購読契約に基づくもの)の譲渡のみです。)